

月刊 労務通信

発行所 フシキ社会保険労務士事務所
労働保険事務組合東三河労務経営協会

〒440-0831 愛知県豊橋市西岩田 5-9-17
TEL. 0532(61)8876 FAX. 0532(63)5898

発行人 社会保険労務士 伏木 勇

業務案内

- 人事労務・労働法務等に関する相談業務
- 給与計算代行、賃金設計等の関連業務
- 就業規則・賃金規程・諸規程の立案作成
- 助成金・労災保険・健保・年金の給付申請
- 労働保険・社会保険の諸手続、事務代行
- 建設業許可、行政許認可に関する手続代行

ス ポ ッ ド

ペイオフ時代に突入した日本 「通貨払い原則」の重みを再確認

いささか旧聞に属しますが、日本初のペイオフが実施されました。銀行の店頭には、預金の引き出しを急ぐ顧客の列ができました。銀行が信用を失ったとき、預金者が銀行に殺到する行為を「取付け」と呼びます。しかし、21世紀の日本で、現在進行形の受け騒ぎを目にするとは意想外でした。

歴史的に有名で、たまにテレビ等でも昔の映像が放映されるのが、昭和金融恐慌時（1927年）の光景です。関東大震災後の日本は債権の焦げ付きが民情不安を醸し出していましたが、時の蔵相・片岡直蔵が「東京渡辺銀行が破綻しました」と誤った情報を伝えまし

た。この失言をキッカケとして、銀行に預金者が殺到するという事態が生じました。

最近では、ほとんどの企業が従業員の賃金を銀行口座に振込んでいます。長い金融安定時代を過ごした私たちは、現金と預金で安全性に差があるなど意識していません。しかし、ペイオフ時代になる

定されています。実務的には、「労働者が振込銀行を指定すれば、同意が得られたとみてよい」（昭63・1・1基発第1号）という解釈例規が示されています。

しかし、従業員側からいえば、振込みの便宜と引き換えに、最も安心な現金受取りの権利を放棄しているわけです。新人採用の際、社内様式に振込先を記入させますが、この簡単な手続にも、実は重要な意味が込められているのです。今回のペイオフ事件は、労基法の通貨払い原則の歴史的重みを改めて認識させるよい機会だったといえます。

2010

11

能力評価と要件書

知つて得する



日本企業では、伝統的に能力評価に重点を置く傾向がみられます。特に職能給システムでは、能力評価に関する理論化が進められてきました。客観性を高めるためには、職種・コース別に担当する仕事を洗い出し、求められる能力レベルを具体的に示した能力要件書を作成する必要があります。

賃金実務

職能資格制の場合、能力評価は資格等級ごとの職能等級基準・要件書に照らして実施します。しかし、小規模企業だと、この基準作りにあまり時間をかけられないのが実情です。

たとえば、班長レベルを対象とする資格等級を例にとると、「班のリーダーとして、担当業務を行なうことができる能力を有する者」といって定義付けをする例が広くみられます。これは、「班長レベルに必要な等級の能力レベルは、班長として仕事がこなせること」といつているのとほとんど同じで、同義反復的な印象は否めません。

部署別に課業を洗出し

やはり、そればかりではなく、もう少し具体的な要件書を作成したいところです。オーバードックス

に区分して、能力レベルを測定します。「1人できる」「完璧にできる」等に区分して、能力レベルを測定します。

英語が重要な職場なら話は別ですが、評価の土台となるばかりでなく、優れた能力評価基準は、公正な評価の土台となるばかりでなく、従業員の成長を促す作用も果たします。

ですから、できれば、職種(部署)別・コース別に基準を設け、従業員に広く公開するのがベターです。

どんな優秀な人でも、最初は素人ですから、高い評価を得ることはありません。古手の社員なら、少し「おつとりした」した人でも、相応のレベルに達しているはずです。個々人の能力レベルは、それぞれです。理解の早い人、知識の広

い人、応用力の豊富な人など、基礎的な力量の差は歴然とあります。しかし、それを評価していたら、職業生活を通して、「良い人は良い、悪い人は悪い」で、逆転の余地はありません。

会社としても、任せる仕事をどれだけできるかが、一番、大事な関心事です。英語を全く使わない職場で、TOEIC英検が700点であっても、それは「職務遂行能力」とは呼びません（もちろん、英語が重要な職場なら話は別です）。

員も「早く仕事を覚えよう」という気になるはずです。ウサギとカメで、資質は高くても努力しない人は、いつか堅実努力型の人追い抜かれてしまいます。

判例

管理職にも時間外・深夜割増払え

行政と同一見解示す

基本給に含む特約は可能

時間外の適用外とされる管理職でも、深夜割増の支払い義務があるといいます。しかし、支払っている会社は、むしろ少數派です。本事件は、深夜割増の支払いをめぐって最高裁判所まで争った事案です。判決文では、「管理職でも深夜割増の請求可能。ただし、所定賃金に含めるという約束は有効」という公式見解を再確認しました。

最
高
裁
判
所
(平21・12・18判決)
K
社
事
件

本事件は、美容室の総店長が退職後、時間外・深夜割増賃金等の支払いを求めたものです。争点はほかにもあります（顧客名簿の持ち出し等）が、そちらは省略します。

第2審（高裁）では、「総店長

は管理監督者に該当する。そうすると、その余の点について判断するまでもなく時間外賃金（深夜割増賃金を含む）の支払請求も理由

がない」と判示しました。これは、厚生労働省の公定解釈と真っ向から対立します。そこで、総店長側は最高裁で特にこの部分について争いました。

最高裁では、法文を詳しく分析したうえで、「管理監督者等には、労働時間、休憩及び休憩に関する規定」は適用しない（労基法

第41条）という条文中の一労働時間、休憩及び休憩に関する規定」には深夜業に関する規定は含まれないと判示しました。ですから、「管理監督者は深夜割増賃金を請求することができます」という結論になります。

管理職の深夜割増は、古くから実務者泣かせの問題でした。労基法第54条第1項第6号では、「賃金台帳の記載事項として時間外・休日・深夜労働時間数を定めていますが、同条第5項では、管理監督者等については「これを記入することを要しない」と明文でうたつてあります。

しかし、通達では「深夜業につ

いては適用が排除されるものではない」（昭63・3・14基発第150号）、「深夜労働時間数は賃金台帳に記載する」（昭23・2・3基発第161号）という解釈が示されています。

労務担当者の中には「管理職でも深夜割増の支払い義務がある」と知っている人も少なくありませんが、実態として、深夜割増を支

くすよう「原審差し戻し」という判決が下されています。

企業の大半が管理監督者に深夜割増を支払っていないのは、「管理監督者の高額の所定賃金には、当然、深夜分が含まれている」と解しているからでしょう。しかし、裁判所で、その主張がすんなり認められるとは限りません。差し戻されるか、そちらも注目です。

特定健康診査調査



健康は、中高齢者が好む話のタネの1つです。厚生労働省の「平成20年度特定健康診査等」調査によると、メタボリックシンドロームの該当者・予備軍は全体の4分の1強を占めました。健診を嫌がる中高齢者は少なくありませんが、改めて健康への注意を喚起してください。

特定健康診査は、「高年齢者の医療の確保に関する法律」に基づき実施されています。同法では、「国保・健保等の保険者は、40歳以上（74歳以下）の加入者に対し、特定健康診査を行うものとする」と規定しています（第20条）。

ですから、今回、調査の対象としたのは国保の被保険者や健保の被扶養者等も含めた中高齢者です。会社で働く人だけを対象とするものではありません。

安衛法では、事業主に対して定期健診の実施を義務付けています（第66条）が、定期健診と特定健診の関係については、「事業主健

4人に1人がメタボ

診の受診者は、事業主健診の項目に特定健診項目が含まれていることから、別途特定健康診査を受けます（別掲2）。

まず、単純に「メタボ」の基準を当てはめると、全体の14・5%が「該当者」に、12・4%が「予備群」に分類されます（別掲2）。

会社で定期健診を実施した後は、健診結果を手にして談笑の輪が生まれるのが常です。メタボの対象者がどのくらいいるか等の知識は、会話者の関心を引くこと間違いなしでしょう。

こうした機会に健康への関心を高め、健診への参加率をアップさせるよう心がけたいものです。アルコール好きな人、腹周りが気になる人など、例年、健診をパスしていく人も、実は自身の健康に不安を覚えているはずです。話の場に引き込めば、最初は嫌々でも、やがては関心をもってくれるかもしれません。

のとすると」（高年齢者の医療の確保に関する法律第24条）と規定されています。

指導の対象者は、全体の19・8%でした（別掲4）。対象者は面接を受け、その後も電話・メールによって指導を受けることができますが、現実に指導を受けた人は7・8%にとどまりました。

ただし、血糖、脂質、高血圧の服薬治療を受けている人は、対象から除外します。

特定健康診査調査

別掲 1 内臓脂肪症候群判定基準

腹 囮	追加リスク	
	①血糖 ②脂質 ③血圧	
≥85cm(男性)	2つ以上該当	内臓脂肪症候群
≥90cm(女性)	1つ該当	内臓脂肪症候群予備群

- ①血糖 空腹時血糖110mg/dl以上
 ②脂質 a 中性脂肪150mg/dl以上かつ・または b HDLコレステロール40mg/dl未満
 ③血圧 a 収縮期血圧180mmHg以上かつ・または b 扯張期血圧85mmHg以上

別掲 2 内臓脂肪症候群該当者及び予備群の割合

	人 数	割 合
内臓脂肪症候群該当者	2,881,808	14.5%
内臓脂肪症候群予備群	2,474,560	12.4%

別掲 3 特定保健指導対象者の選定基準

腹 囮	追加リスク ①血糖 ②脂質 ③血圧	④喫煙歴	対 象	
			40-64歳	65-74歳
≥85cm(男性) ≥90cm(女性)	2つ以上該当	あり	積極的支援	動機付け支援
	1つ以上該当		なし	
上記以外で BMI≥25	3つ該当	あり	積極的支援	動機付け支援
	2つ該当			
	1つ該当			

斜線欄は、階層化の判定が喫煙歴の有無に関係ないことを意味する。

- ①血糖 空腹時血糖100mg/dl以上又はb HbA1cの場合5.2%以上又はc 薬剤治療を受けている場合
 ②脂質 a 中性脂肪150mg/dl以上又はb HDLコレステロール40mg/dl未満又はc 薬剤治療を受けている場合
 ③血圧 a 収縮期血圧130mmHg以上又はb 扯張期血圧85mmHg以上又はc 薬剤治療を受けている場合
 ④質問票 喫煙歴あり (①から③のリスクが1つ以上の場合にのみカウント)

別掲 4 特定保健指導の対象者の割合及び特定保健指導実施率

	人 数	割 合
特定保健指導の対象者	3,942,621	19.8%
特定保健指導の終了者	307,847	7.8%



従業員の「過半数」という場合に管理職やパートも含めて計算するべきか

過半數勞動組合

個々の協定をみると、たとえば賃金控除協定は従業員全員が対象となります。

否か判断する際には、一律、全従業員を対象とします。

管理監督者は、過半数代表者になることができません（労基則第6条の2）が、全労働者の範囲には含まれます。パートも労働者に該当するので、除外できません。

当社では、正社員のみ
を対象とする労働組合を
相手方として労使協定を結んで
います。最近では、中高年管理
職とパートの比率が増えたため、
「過半数労組」といえるかどうか、議論のタネになっています。
過半数を占めるという場合、管理職、パート、出向者等の扱い
はどうなるのでしょうか。

すべての労働者が対象に

労基法上の労使協定は、一過半数労組がある場合は当該労組、ないときは過半数代表者」が一方の当事者となります。協定には、次のようなものがあります。

- ③ 1カ月単位変形制
 - ④ フレックスタイム制
 - ⑤ 1年単位変形制
 - ⑬ 年休の計画的付与
 - ⑭ 年休の賃金（健保の標準報酬）
日額とする場合

協定の種類によって、制度の直接の対象となる従業員の範囲は異なります。

なります（トーコロ事件、平9・11・17 東京高判）。しかし、もちろん、労組委員長が適法な手続きを経て、過半数代表となつても問題ありません。

TOPICS

メンヘル不調者を早期発見

定期健診時に本人へ通知

休業と復職を繰り返す「うつ病者」の増加は、会社にとって悩みのタネです。「過去1年間にメンタルヘルス上の理由により1ヵ月以上休業または退職した労働者がいる」事業場の割合は全体の8%に上っています。

厚生労働省では、「職場におけるメンタルヘルス対策検討会」を設置し議論を続けてきましたが、このほど検討会報告書をまとめました。「隠れうつ病者」は、解雇等の不利益をおそれ、会社への情報提供を忌避します。このため、会社の対応は「後手後手」に回りがちです。報告書では、労働者のプライバシー保護に努めつつ、病気を早期に発見し、適切な対策を講じられるような新しい仕組みを提言しました。

基本的には、従来の定期健康診断のシステムを活用します。定期健診では、医師が「自覚症状およ

び他覚症状の有無」を聴取します（安衛則第44条第1項第2号）が、これには本来、メンタルヘルス不調の症状も含まれています。

定期健診時、医師がストレス症状を認めたときは、労働者本人に医師面接を受けるよう通知します。事業主に対しては、情報を伏せておきます。

一方、事業主は産業医、地域産業の不利益をおそれ、会社への情報提供を忌避します。このため、会社の対応は「後手後手」に回りがちです。報告書では、労働者のプライバシー保護に努めつつ、病気を早期に発見し、適切な対策を講じられるような新しい仕組みを提言しました。

基本的には、従来の定期健康診断のシステムを活用します。定期健診では、医師が「自覚症状およ

スト件数百件下回る 総争議は増加傾向に

厚生労働省の「平成21年度労働

争議統計調査」によると、スト等を伴わない争議も含めた「総争議」件数は、780件でした。

このうちスト等を伴う争議件数は92件で、調査開始以来、はじめて100件を割り込みました。

しかし、それ以外の争議を伴わない争議（解決のため労働委員会等第三者が関与したもの）は688件で、前年比で143件増加して

います。

以前は、私鉄等のストのニュースがテレビ・新聞をにぎわせましたが、最近ではめっきり少なくなりました。平成21年度は、ストが生じた企業（延べ数）は257企業、参加人員2万543人という状況でした。

一方、増加傾向を示した総争議ですが、内訳をみると、「経営・雇用・人事」関係338件（前年

比62件増）、「賃金」関係331件（同増減なし）、「組合保障・労働協約」関係237件（同84件増）などとなっています。解雇をめぐる紛争、組合への圧力を原因とする争い等が増加の傾向にあります。

最近のトラブルは、集団的紛争から個別紛争に移行する傾向にありますので、組合のない会社でも慎重な態度が必要でしょう。

業保健センターの医師等の「面接を実施する医師」をあらかじめ指定しておきます。労働者は事業主が、よく話し合ったうえで労働者が同意すれば、医師が事業主に対し、就業制限（時間外制限、作業転換等）のアドバイスをします。

事業主は、それを基に対策を講じ、メンタルヘルス不調者の病状悪化を防止するというプロセスとなります。

労働者の心理的抵抗を除くため、労働者サービスの充実を図るべきと指摘しています。